

生活のしづらなどに関する調査(全国在宅障がい児・者等実態調査)を実施します

障がい者に係る制度については、国において「制度の谷間」がない新たな福祉法制の検討がすすめられているところだ。

このような状況を踏まえ、在宅の障がい児・者(これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態やニーズを把握することを目的とし、次のとおり調査を行うこととなりました。

対象となる方については、本調査の趣旨をご理解いただいたうえで、調査にご協力いただけますようお願いいたします。

●調査対象者

①障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方

②障がい者手帳は持っていないが、発達障がいのある方、難病、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

③A・A1・A2の療育手帳をお持ちの方

④1級の精神障害者保健福祉手帳

⑤その他生活のしづらさを感じていて調査に協力を頂ける方

●調査方法

国より提示された対象調査区(国勢調査に準ずる)に「調査についてのお知らせ」を配付し、調査員が自宅に訪問のうえ調査対象者の方に調査用紙を配付します。

●調査実施時期

12月1日(木)～6日(火)

●問い合わせ先

社会福祉課
☎(52) 1112

災害時要援護者調査を実施します

東日本大震災の経験を経て災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、的確な行動をとることが必要であると再確認したところです。

しかしながら、高齢者や障がいのある方等、ハンデ

イをお持ちの方には、災害時の行動に援護が必要となります。

市では、災害時に要援護者の生命や身体を保護することを目的として、援護を必要とする高齢者や障がいのある方等の実態を把握するため、民生委員のご協力をいただき次のとおり実態調査を行います。

対象となる方については、本調査の趣旨をご理解いただいたうえで、調査にご協力いただけますようお願いいたします。

●調査対象者

①65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の方

②1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方

③A・A1・A2の療育手帳をお持ちの方

④1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

⑤特定疾患患者福祉手当を受給されている方

●調査方法

高齢者については地区担当の民生委員が直接伺います。

高齢者以外については、

前回の実態調査時に同意をいただいている方には民生委員が訪問しますが、それ以外の対象者の方には調査用紙が郵送されます。

●調査実施時期

11月中旬～12月中旬

●問い合わせ先

社会福祉課
☎(52) 1112

高齢福祉課
☎(52) 1115

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

栃木県最低賃金が時間額700円に改定されました。700円に改定されました。1日からとなります。

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

●問い合わせ先

栃木県労働局労働基準部
賃金室 ☎028-634-

9109) または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木県立学悠館高等学校 説明会の開催について

平成24年度入学生募集についての説明会を開催します。学悠館高校は定時制課程と通信制課程を併置した単位制高校です。生徒のライフスタイルを活かすことのできる新しい学校です。

●日時

第1回 11月30日(水)
第2回 1月25日(水)

午後3時～受付

午後3時15分～説明会

●場所

栃木県立学悠館高等学校
栃木市沼和田町2-2

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

●対象者

本校入学・転入学・編入学希望者、保護者等

●申し込み方法

説明会前日までにFAXか電話で学校へ直接申し込みください。

●問い合わせ先

栃木県立学悠館高等学校